

平成27年度第1回 惑星科学研究センター運営委員会議事要録 (案)

日時 平成27年7月31日～8月3日

議事

【審議事項】

1. 理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項の一部改正について

別紙「神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)」を9月の教授会に諮ることとした。

2. 理学研究科附属惑星科学研究センターセンター長の選考について

上記設置要項一部改正提案の9月教授会での承認を受け、観山正見特命教授を惑星科学研究センター長に選出することを承認した。

承認署名欄：

齋藤 政彦

林 祥介

島 伸和

中西 寿剛

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)

(新)

(設置)

第1条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

第2条～第3条 (略)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

2 センター長と副センター長のうちいずれか1人は理学研究科の専任教授とする。

(センター長)

第5条 センター長は、理学研究科の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を統括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることはできないものとし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条～第14条 (略)

附 則 (平成 年 月 日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(旧)

(設置)

第1条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科惑星科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

第2条～第3条 (略)

第4条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

(センター長)

第5条 センター長は、理学研究科の専任教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの事業を統括する。

3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条～第14条 (略)